

## 別紙 延岡市工事監理委託業務成績評価基準

### (評価の方法)

- 第1 評価は、対象契約ごとに当該受注者について、その履行過程及び成果に関する評価項目について行った評価から評定点を算定することにより行うものとする。
- 2 成績評価者は、評価を行う対象契約について、評価表により評価を行うものとし、評価項目、評価の視点及び評価細目の変更、追加、削除並びに配点の変更は行わないものとする。

### (評価項目)

- 第2 評価項目は、基礎的な内容に関する評価項目（以下「基礎項目」という。）とし、その内容及び配点は表1のとおりとする。

### (評定点)

- 第3 評定点の種別は、業務評定点（基礎点）及び管理技術者評定点とし、各評定点の内容は下記による。ただし、創意工夫の余地の小さい業務については、創意工夫項目の評価を行わないものとし、総合点と基礎点は同一の点数となる。

- (1) 業務評定点（基礎点）：基礎項目の評価結果から求められる評定点
- (2) 管理技術者評定点：管理技術者に係る評価項目に対する評価結果から求められる評定点

なお、創意工夫の余地の大小の判断基準は次による。

ア 創意工夫の余地の大きい業務とは、業務内容が高度な知識や構想力若しくは応用力を必要とする業務

イ 創意工夫の余地の小さい業務とは、ア以外の業務

- 2 評定点の算出は、評価を行った成績評価者の評価結果に基づき行う。

- (1) 評価は、評価の視点ごとに0点を標準とし、当該評価の視点に係る業務の状況に応じ、標準より優れていた場合は0から配点を最大とする数値を加え、標準より劣っていた場合は0から配点を最大とする数値を減じることにより行う。
- (2) 評価の視点ごとの評価は、配点に得点率を乗じた値とする。
- (3) 評定点の算出方法は、次に掲げるところによる。

ア 業務内容に応じて、各成績評価者の配点比率を表2のとおり設定する。

但し、各分野の監督員の加減点の配点比率を、合計が1.0になるように業務内容に応じて適切に設定する。

イ 業務評定点(基礎点)は、基礎項目に対する評価者全員の評価結果の合計値を、65点(標準点)に加算して算定する。

ウ 管理技術者の評定点は、管理技術者に係る評価項目に対する評価者全員の評価結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点(標準点)に加算して算定する。

(4) 評定点は、小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。

(契約履行中に生じた事由による減点)

第4 対象契約の履行中に業務執行上及び守秘性に伴う不適切な行為や受注者に起因する事故等が発生し、受注者に対し競争入札参加資格停止等の措置をとった場合は、総合点に対して表3により20点まで減点することができる。

(契約履行完了後に生じた事由による減点)

第5 対象契約の成果品に、受注者に起因する重大な誤謬又は欠陥が存在し、契約書の瑕疵担保条項等に基づく手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償の請求等の措置を行った場合は、総合点に対して表4により20点まで遡って減点することができる。

(評定の修正)

第6 要領第8条に定める評定を修正する必要があると認められる場合とは、次の場合とする。

(1) 第5の減点を行った場合

(2) 契約履行中又は契約履行完了後に生じた事由などにより、延岡市工事検査委員会の審議を経て、評定の修正を行う必要があると判断した場合

表1 評価項目

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	配点	
				監督員	検査員
基礎項目	業務の実施の能力	業務の実施	実施体制、自主管理	1	—
		管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	1	—
			工程管理(全体)	1	—
			取組み姿勢、責任感の強さ	1	—
			説明力、協調性	0.5	—
		担当技術者の能力 (担当分野に関する評価)	他の分野との調整	1	—
			工程管理(分野別)	1	—
			取組み姿勢、責任感の強さ	1	—
	説明力、協調性		0.5	—	
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料(途中成果物)に関する評価	記載の程度	1	—
			途中成果物の内容	1	—
		調整及び説明、対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	2	—
			指示・協議事項への対応	2	—
		与条件の理解、業務への反映(設計提案)	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	2	—
			仕様書・基準類の理解	2	—
	施工に関する一般的な知識		2	—	
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	3	3
			成果物の内容	3	3
			資料等の整理、指示、協議事項への対応	—	3
	小計				26
合計				35	

表2 各評定者の配点比率

業務内容	担当係長	検査員及び監督員			
		建築		電気設備	機械設備
		意匠	構造		
建築工事監理 (建築・設備分野)	0.3	0.7			
	—	0.4	0.2	0.2	0.2
建築工事監理 (建築分野のみ)	0.4	0.6			
	—	0.665	0.335	—	—
建築工事監理 (構造分野除く)	0.35	0.65			
	—	0.5	—	0.25	0.25

表3 指名停止等の措置がとられた場合等の減点基準

区分	文書警告 受注者による遅延及びその他の事由	指名停止 1箇月以上 2箇月未満	指名停止 2箇月以上 3箇月未満	指名停止 3箇月以上
減点数	5点	10点	15点	20点

表4 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合等の減点基準

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 瑕疵修補又は損害賠償の実施
減点数	10点	20点